

移住支援金(東京圏型)対象法人に係る登録申請書

下記のとおり移住支援金対象事業所の登録を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		フリガナ	
法人名 (個人事業主は屋号)		代表者役職・氏名	印
本社所在地	〒	電話番号	
法人番号(13桁)		雇用保険 事業所番号(11桁)	

2 申請者に係る確認事項(該当する欄に○を付けてください)

(1)国が定める共通要件

官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと	該当する	該当しない
資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)ではないこと。	該当する	該当しない
みなし大企業ではないこと(※1)	該当する	該当しない
本店所在地が東京圏(※2)のうち条件不利地域(※3)以外の地域にある法人(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人を除く。)ではないこと。	該当する	該当しない
雇用保険の適用事業主であること (個人事業主の特例:これまで雇用保険の加入対象事業所ではない場合は、今後対象者を雇用した際に雇用保険の適用事業主となることを誓約すること。)	該当する	該当しない
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業業者でないこと	該当する	該当しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと	該当する	該当しない

※1 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。

- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※2 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

※3 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。

(2)誓約事項

下記「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する	誓約しない
---	------	-------

【対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項】

- 移住支援金事業に関する報告等について、福井県及び県内の市町から求められた場合には、それに応じます。
- 移住支援金事業対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。
- 登録後、要件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を県に通知します。
- 移住金受給者が申請日から1年以内に辞職した場合、速やかにその旨を県及び県内の市町に報告します。

(3)その他

「291JOBS」企業番号	
管理コード(福井県使用欄) ※記入の必要はありません	

3 添付資料

法人

個人事業主

- 履歴事項全部証明書(原本) ※ただし、市町の推薦を受ける法人の場合は不要です。
- 住民票(原本)
- 開業届出済証明書等、事業内容や個人事業主であることを証明できる書類
(担当者)

所属		職氏名	
電話		E-mail	